

## 門真市パブリックコメント手続制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な施策に関する計画等(以下「計画等」という。)を策定する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、それらに対する市民等からの意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を広く募集し、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する者

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

### (適用除外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 法令等により、縦覧、意見の提出その他のパブリックコメント手続に準じる手続が行われるもの
- (4) 市長の附属機関等がパブリックコメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの
- (5) 市長に裁量の余地がないと認められるもの  
(計画等の案の公表等)

第5条 市長は、計画等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案を理解するために市長が必要と認める資料

3 市長は、前項の規定による公表を行うときは、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期間、提出のあった意見等の処理方法、問い合わせ先等必要な事項を併せて公表するものとする。

4 前3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 計画等の案の担当課等及び情報コーナーでの閲覧又は配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

5 市長は、前項の規定により公表する場合において、公表する内容が相当量に及ぶ場合には計画等の案の概要と公表資料全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略し公表することができる。

(意見の提出期間)

第6条 市長は、市民等からの意見等の提出期間を、計画等の案を公表した日からおおむね1箇月を目安として定めるものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出方法は、市長が指定する場所への書面による提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長が必要と認める方法とする。

2 市長は、意見等を提出しようとする市民等に対し、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称)並びに連絡先その他市長が必要と認める事項を明記するよう求めるものとする。

3 市長は、前項に規定する情報の全部又は一部を公表しようとするときは、当該計画等の案を公表する際に、その旨を公表しなければならない。

(意見等の処理)

第8条 市長は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して計画等の最終的な意思決定を行うものとする。

2 市長は、最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見の中に、個人又は法人の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているとき。

(2) 賛否の結論のみを示したもの

(3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの

(4) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出されたもの

3 市長は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況等の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントの実施状況等に関する情報を取りまとめ、市ホームページに掲載して公表するものとする。

(目的外利用の禁止)

第10条 市長は、この要綱に定める手続を実施するにあたり取得した個人情報を、門真市個人情報保護条例(平成11年門真市条例第14号)に基づき適切に取り扱わなけ

ればならない。

( 細目 )

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。